

財團法人明治聖德記念學會紀要 第貳拾七卷

研 究

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして本會の意見な代表するものに非ず)

古語拾遺所載御歳神祭祀に見え

たる動植物に就いて (其二)

文學士 星野 日子 四 郎

先に私は本會紀要第十八卷^{大正十一年十月發行}に、「古語拾遺所載御歳の神の祭祀に就いて」と題し、主として祭祀其物の方面より、又同紀要第二十四卷^{同十四年八月發行}に「御歳神祭祀に於ける白色動物に就きて」の題下に主として供物の白色に關し、次に同紀要第二十五卷^{同十五年四月發行}に「古語拾遺所載御歳神祭祀に見えたる動植物に就きて」の一篇を掲げて、特に動植物其物に論及せんと致しましたが、都合上此祭祀發端の禍因たる

御歳神祭祀に見えたる動植物に就いて (星野)

牛^⑨だけを陳べしに止まつた。斯し歳月を經過せし小文に、今更六菖十菊結末を附するは氣が利かぬこと夥しけれど、いつまでも蛇尾だに附せず抛置せんも如何と思ひ、此に簡單に他の數者を略述する。

勿論先論文を一貫する趣意は、此祭祀に見ゆる殆んど全部の動植物が、或は外來物か或は少くとも彼我共存であり、而かも祈禳に靈效あるものとして信せられ、中には既に久しく其本國に於ても祭祀に供せられたものがあること、又之を標示する文字も多く支那の地名を冠するから然らずんば其字面上よりも古來我慣習上説明的解釋的傳説の容易に發生し得可きものであつた。

されば本書に見えたる該祭儀は決して遼遠なる神代に成つた純日本式のものではなく、確に外國文物渡來以後であつて、天武天皇四年二月甲申祈年祭に至るまでの間に定まりしならんと考へた事である。

(一) 牛

牛の事は既に前陳紀要第二十五号に陳べたれば此に畧す。但し殺牛祭漢神の冥罰として聖武天皇の世攝津國東生郡撫凹村の一富豪が七年猶癒えざる重病を獲て、悔悟し放生善を修めて九十餘歳にて無病長期の陽報を得し事「日本國現報善惡靈異記」中卷の記事を補ふ可し

(二) 馬

馬に既に「記」「紀」の神代に見え、又近時其遺骨の意外に古き遺跡より發見せられしも、其原産地

の亞細亞大陸の西部たるべきと、其字音バヤメヤ、其訓「ムマ」や「ウマ」の關係や、其名號の朝鮮語や蒙古語と等しきところあるに參照し、又蝦夷に本來斯物なく却て我稱呼を其まゝ取り入れたる事や、先魏志三十卷倭人傳に「其地無牛馬虎豹羊鵠」とある他動物記事の皆正確にして當を得たる鵠のみは稀れに一ニ羽渡來すといふに比較して、是馬も亦朝鮮經由應神の朝に百濟より獻馬ありしは言ふまでもない輸入せられた動物たる事は明白に知り得る。其他馬に關することは前号牛の部に關聯して引用せしもの多ければ此に略す。

(三) 猪

野猪に赤白あるは「記」「紀」「古風土記」にも散見すれども、白猪は容易に獲べきものにあらざれば、年々此常祀に用ゐるものは多く白猪これ白色の家猪即豚なりしならむ。和名抄にも猪と彘と豕と豚と異名同物とす。「貞觀儀式」には明に

二月四日祈年祭儀(中)京職貢白鷄一隻、近江國豚一頭月次不貢 豚(下畧)

豚と書いてある。而して當時白猪の汎稱は邦産の白猪を數代淘汰馴化して家畜となす如き悠長の手續を経ずして一躍支那朝鮮種の既に堂々と家畜として繁殖しつゝありし白色豚なりしならんと思ふ。——恰も今日我國華とも世界に賞美せらるゝ菊花は其原種尙高知縣に自然生するも、往時の邦人は之を觀賞植物として迎へたる時には既に、支那の園藝的改良を加へたるものを採用せし如く——而して「古事記」

安康天皇條に面黥老人來りて意富祁王、袁祁王の食糧を食ひし山代之猪甘ありて馬甘牛甘に役せられし下劣の賤民たりし事を載せ、又新撰姓氏錄の末にも「猪甘部首天足彦國押人命之後者不見」とあり其長官さへ僅に首の卑姓にして、其家系顯著ならざりしは、以て其部曲の卑きかが知れる。欽明紀十六年秋七月條蘇我大臣稻目等を遣はし吉備五郡に白猪屯倉を置かしめ、同三十年王辰爾(蘇我稻目爲船吏)之甥膽津を遣はし白猪田部丁籍を檢定せしめ其功を以て姓を白猪史と賜はり又敏達紀冬十月丙申蘇我馬子を吉備國に遣はし白猪屯倉と田部と増益せしむ即田部名籍を以て白猪史膽津に授く、戊戌詔船史王辰爾弟牛賜姓爲津史とあるを通讀し、猪飼部は多く賤民なること、王辰爾兄弟三人も階級低き蕃別なることを懷ひ、更に想像に一步を進むれば、彼等兄弟が各史となり一家を興し、又彼等が武内宿禰が元老として勳を海外に建て爾後主として外交并財政方面に最も有力となり、外人并蕃別と親密の關係を有する曾我氏の下に活躍したるは、或は書數に詳に事務的の材幹ありしたためなるべきも、特に膽津をして白猪田部の脱籍免課を檢定せしめ其長官となされるは、或は白猪の田部とはもと白猪の飼部にして、其居地も自然白猪の名を負ふに至り、後更に田部となつたものでもあらうか。換言すれば此飼部はもと朝鮮より渡來して或期間之を職とし其住地に白猪の名を生し或は他の意味にて既に當時此名有りしやい知れない後更に田部即ち隸農様のものとなり、又之を免かれんため脱籍する者比々相繼ぎたるため、膽津は計數に長し、特に歸化人の裔として彼等の相

貌性行慣習を熟知する便宜あればとて其檢出を命せられしに、果して功を奏して白猪史に任せられたのでもあらんか。是を雄略の朝秦酒公詔を奉して分散せる秦氏を聚めしに、天皇之を賞して姓「宇豆麻佐」を賜ふ。是彼部田の長たらしめ給ひし事に比照するに頗る似たる所あるを覺ゆ。之を要するに猪甘部（白猪部）は其部属中或者は歸化人にして中には那人中の刑餘者もあらんかなれども其家畜も其飼養法も亦外國式のものありしならん。然らば白猪（豚）も恐らくは外國種であつたかも知れない。

(四) 鶏

鶏の名義につきては諸説あるも、其鳴聲（庭鳥はかけろと鳴きぬ）に因むといふ説最妥當ならんか。是も亦外國種にて南洋群島には今日も猶ほ野生あり、其我邦に輸入せられたるは南方若くは西方いづれか若くは両方よりせしか詳ならざるも、餘程古き時代なりと思はる。「古事記」八千牙命沼河比賣命問答の歌にも既に家畜としてあらはれ「爾波都鳥、迦那波那久」とあり又日本書紀等天照大神天石窟籠條にも「常世之長鳴鳥」見ゆ。

一体常世の語義には三種あり、一は常夜或は常闇にして想像的信仰的惡界（地獄）二は常在永住不變の信仰的想像的善界仙境、三は此世とは別世界にあらざるも唯非常に遼遠なる地方で、此常世の長鳴鳥も亦恐らくは遠來種の長鳴鶏ならん。但後漢書一百一十五卷東夷列傳七十五倭人傳の一本に鵲字を誤

りて鶏となし、「無牛馬虎豹羊鶏」とあるは従ふ可からず。

(五) 鴉

(シトド) は「和名抄」に鴉唐韻云鴉音鴉。漢語抄云とあり。天武紀九年三月丙子朔乙酉條に攝津國貢

白鴉巫鳥此言
芝苔苦

此鳥は和漢共に産するも、此書記載以外未だ之を實際占卜に利用したる實例を見ない。而して鴉字は勿論漢字なるが故に、支那の往古にては、其鳴聲又は舉動が神意を暗示するものと考へしが、或ひは單に巫は諧聲の音符に止まりて之に意味なしとしたるが明白ではない。

恐らくは我朝に入りて此文字の巫鳥の合躰なると見て片巫なりと考ふるに至りしならんか。但「しとど」の名稱は猶ほ邊僻の地に使用せられ、其白色のものは珍禽として愛養せらるゝも是は小禽類一般の風習で特に此鳥にのみとり立て、申すほどのものでもない。又其鳴聲を以て人語となすも、其聞ゆる音地方によりて異なつて居る。又其属中「シトド」と稱せらるゝものも、地方により異同顛倒を免れないやうに思はる。